

明治改暦におけるグレゴリオ暦をめぐる問題

下村育世

Problems of the Gregorian Calendar Adopted as Part of the Meiji Reforms: What is a Typical Japanese Calendar?

SHIMOMURA Ikuo

はじめに

- ① 明治改暦で採用された暦法とは
- ② 政府の暦法理解

- ③ 未完の部分を残したまま通行し始めた太陽暦
 - ④ 改暦への多様な理解と模索
- おわりに―置閏法の規定の「不備」について

【論文要旨】

明治五年一月九日の改暦の詔書には、「四年毎ニ一日ノ閏ヲ置」とのみ置閏法の記載がある。天文学者・内田正男などは、これではユリウス暦法の置閏法であり、四〇〇年に三回閏を省くというグレゴリオ暦の規約が落ちているとして、「不備」を指摘してきた。

現代の日本では、改暦でグレゴリオ暦が採用されたと通念的に理解されている。これは決して間違いとはいえないが、明治改暦当時において事はもう少し複雑で、政府は大陽暦の採用を謳ったが、グレゴリオ暦法を採用したとは明言しない。

本稿では、政府が後に「不備」を指摘されるような書き方をした背景を考察した。そのなかで、①明治政府がグレゴリオ暦の置閏法を正確に把握していたことを具体的に示すとともに、政府にとって明治改暦は未完の改暦であった、②改暦当時、国体が表現され、伝統的な暦日意識にも合致する日本独自の暦を要請する声がかなり強くあった、という二点を確認した。

改暦前後期には、暦に関わる様々な意見と改暦案が政府に建言された。例えば市

川斎宮は改暦直前に正院に改暦案―グレゴリオ暦に準じ、四〇〇年に三度閏を省く特別の年を算出する方法として、皇紀に則り、皇紀二六〇〇年を閏年、二七〇〇年、二八〇〇年、二九〇〇年を平年とする―を提出した。他の建言の多くも、西洋暦の受け売りではなく国体を反映した暦を要望する。

詔書の「不備」は、それ以上の言及が問題を惹起する可能性があったからではないか。改暦は、日本が未だキリスト教禁教下にあった時期に行なわれた。一〇〇年毎の特別の平年を、イエス誕生を紀元とする西暦で算出することは、国体に即した暦を要望する声が強いなかで説明が難しかったであろう。とはいえ市川のように皇紀を導入すると、欧米と暦日のズレを生じる。この議論は結局、明治三一年まで持ち越され、明らかにグレゴリオ暦と同一だが、日本独自の皇紀による暦法の規定が付け加わった（勅令第九〇号）。

【キーワード】 明治改暦、グレゴリオ暦、皇紀、置閏法、「正朔」の思想